

令和六年

六月

富山県議会定例会における議員提出議案提案理由説明要旨

本定例会に提出しました議員提出議案第七号富山県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例について、その提案理由を申しあげます。

富山県歯と口腔の健康づくり推進条例は、平成二十五年九月に議員提案による政策条例として制定され、この条例に基づき、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健対策が推進されてきました。

条例制定から十年余りが経過し、県民の歯と口腔の健康へのニーズの変化や全身の健康と口腔の健康の関連についての科学的根拠が集積され、健康寿命の延伸のためには生涯を通じた歯と口腔の健康づくりが欠かせないということが改めて認識されてきています。また、国においては昨年十月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が全部改正され、本県においても本年三月に「県民歯と口の健康プラン（第二次）」が策定されました。

こうした歯科口腔保健を取り巻く状況の変化や国の動き、本県の取組みの状況を踏まえ、県民の歯と口腔の健康づくりを一層推進するために条例を改正する必要があると考え、パブリックコメントを実施のうえ、改正案を取りまとめたところであります。

それでは、改正案の主な内容についてご説明いたします。

はじめに、「歯と口腔の健康」が全身の健康の保持増進と密接な関連があることを明示するとともに、目的として「県民の健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与する」ことを明確化しております。

次に、歯科医師等の役割に、虐待等の早期発見に努めることを、社会福祉関係者の役割に、歯科医師等と連携した障害者や高齢者等の歯と口腔の健康づくりに努めることを追加しております。

また、歯科口腔保健に対する考え方の変化を踏まえ、基本的施策に「八〇二〇

運動やオーラルフレイル対策」、「スポーツ等における歯・口腔・顎等の安全対策」を追加しております。

さらに、県民の「歯と口腔の健康」への関心を高めるため、「歯と口腔の健康づくり週間」を設けるとともに、施策の実行性を高めるため、毎年、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を公表することを追加しております。

以上が、この条例の提案理由であります。

なお、条例案の提出にあたり、我が会派以外の各会派におかれましては、条例の趣旨にご理解を示され、賛成者として名を連ねていただきました。ここに改めて感謝申しあげます。

何卒、慎重にご審議のうえ、適正な議決をいただきますようお願い申しあげます。